

公益財団法人秦野市スポーツ協会交付金配分基準規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の加盟団体の自主的な事業運営の一助を成す交付金の配分について、適正で公平かつ明確な配分基準を定めることを目的とする。

(地域団体とスポーツ・レクリエーション団体の配分)

第2条 交付金のうち、地域団体への配分は全体の3分の1、競技スポーツ団体及びレクリエーション団体（以下「スポーツ・レクリエーション団体」という。）への配分は全体の3分の2とする。

2 第6条の減額により生じた額は、減額が適用された加盟団体を除く加盟団体へ均等配分する。

(地域団体交付金)

第3条 地域団体交付金は、次の基準による。

- (1) 100分の70については、各地域団体に均等に配分する。
- (2) 100分の30については、その年の1月1日の各地域団体の人口比率により配分する。

(スポーツ・レクリエーション団体交付金)

第4条 スポーツ・レクリエーション団体交付金は、次の基準による。なお、配分に当たり基準とする数値は、各団体の前々年度（この法人の前々事業年度の初日を含む事業年度をいう。以下本条において同じ。）のものとする。

- (1) 100分の50については、各スポーツ・レクリエーション団体に対し均等に配分する。
- (2) 100分の25については、各スポーツ・レクリエーション団体（各団体の前々年度に主催事業を行わなかった団体を除く。以下、本号において「事業実施団体」という。）に対し、各事業実施団体の配分率で按分した額を配分する。この場合において、配分率とは、主催事業得点に調整率を乗じ、さらに調整係数を加えて得た数値とし、各用語の意味は、次のとおりとする。

ア 主催事業得点とは、主催事業回数が少ない順に事業実施団体に付した順位（主催事業回数が同じ団体が複数ある時は、それらの団体の主催事業回数順位を合計し等分して得た数）をいう。

イ 調整率及び調整係数とは、以下の表による。

主催事業得点	調整率	調整係数
1 以上 6 未満	1 . 0 0	—
6 以上 1 1 未満	0 . 9 0	—
1 1 以上 1 7 未満	0 . 8 5	—
1 7 以上 2 3 未満	0 . 7 5	1
2 3 以上	0 . 6 5	3

- (3) 1 0 0 分の 2 5 については、各スポーツ・レクリエーション団体に対し、収入決算額に占める自主財源率で按分した額を配分する。

(決算報告)

第 5 条 加盟団体は、加盟団体規程第 5 条で規定する提出書類に合わせ別記様式により決算書を事務局に提出しなければならない。

(減額)

第 6 条 加盟団体規程第 3 条、第 4 条又は第 5 条を著しく怠った加盟団体は、翌年度の交付金配分額について、第 3 条及び第 4 条を 5 0 % 減額する。

(端数計算)

第 7 条 第 2 条から第 4 条及び第 6 条の規定により配分額を算定する場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 2 8 年度のスポーツ・レクリエーション団体交付金に限り、第 4 条の規定を次のように読み替え、及び規定を追加し算定する。

- (1) 第 4 条第 2 号及び第 3 号中、1 0 0 分の 2 5 を 1 0 0 分の 2 0 と読み替える。

- (2) 同上第 3 号の次に、次の 1 号を加える。

- (4) 1 0 0 分の 1 0 については、各スポーツ・レクリエーション団体に対し、次に掲げる表による点数について、スポーツ・レクリエーション団体全体における各スポーツ・レクリエーション団体が占める割合により配分する。

加入年度	昭和 30 年	昭和 32 年 ～40 年	昭和 41 年 ～47 年	昭和 48 年 ～52 年	昭和 59 年 以降
獲得点数	5	4	3	2	1

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

年 月 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会長

加盟団体名

年度 決 算 書

1 収入の部

科 目	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
会 費				
交付金				
雑収入				
繰越金				
合 計				

2 支出の部

科 目	当初予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
事業費				
事務費				
会議費				
旅 費				
交際費				
予備費				
合 計				

3 事業内容

開催通知又は大会要項等、主催者が分かるものを必ず添付すること。

事業名		開催日	対象者	参加者数	事業内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※コピーして使用ください。